

國學院大學學術情報リポジトリ

堀秀成著「田令歌・戸令歌・賦役令歌」：
國學院大學「河野文庫」所蔵史料の紹介

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮部, 香織 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00002352 |

堀秀成著 「田令歌・戸令歌・賦役令歌」

——國學院大學「河野文庫」所蔵史料の紹介——

宮 部 香 織

解 題

はじめに

國學院大學所蔵の河野省三博士の旧蔵書である「河野文庫」の中に「田令歌・戸令歌・賦役令歌」なる史料が存する。これは、幕末から明治期にかけて活動していた国学者堀秀成の著作である。その内容は、古代の律令法典のうち田令・戸令・賦役令の規定について、和歌の形式で説明するものである。本史料は、『国学者伝記集成』などに掲載されている著作一覧には掲載されておらず、筆者が披見した限りでは、「河野文庫」と国立国会図書館にしか所蔵されていないようである。また、古代法制に関する注釈類は、国学者によって複数著されているものの、和歌の形式で著されたものはこれまでになく、古代・中世の律令注釈書にまで目を向けても、非常に珍しいものであると言える。そこで本稿において、この堀秀成著「田令歌・戸令歌・賦役令歌」を翻刻して紹介していきたい。

堀秀成は、文政二年（一八一九）に下総国古河にて出生し、別名を茂足といい、安政三年（一八五六）、三十八歳の時に秀成と改名する。通称は内記・八左衛門、号は琴舎であった。幼少期より馬術、槍術、兵学、漢籍、和歌、制度学を学び、天保二年（一八三一）十二歳の頃より古河藩に仕えるようになるも、同十二年には弟に家督を譲り、翌十三年に古河藩を致仕する。皇典学を志して富樫広蔭らの諸家に就いて七年間学んだ後に諸国を漂泊遊歴して、多くの著作を執筆しながら講説活動を行っていた。明治維新後は、明治三年（一八七〇）に宣教大講義生に任ぜられ、次いで権少博士、少博士に進み、六年に大教院講師長、八年に皇大神宮禰宜、十年に学習院語学教示、十一年には神宮教院布教兼教書取調担当などを歴任した。⁽¹⁾

堀秀成の著作については、国語学や神道に関するものが有名であるが、上田万年氏によれば「翁は語学ばかりでなく、国史国法にも通じ、特に晩年西洋法学が輸入せられてからは、その訳書をも始終研究されて、上京の都度、新刊書を得るに力められた」と述べられている。⁽²⁾ 秀成が制度学を志したのは、十八歳の頃に職原抄支流を目にしたことがきっかけであったとされており、制度学ないし国法に関する著作として、古代法制や有職について和歌の形式でまとめた『名目二百首』（田中重蔵発行、明治三十一年）や旧刑法を解説した『刑法大綱図』（堀秀成出版、明治十三年）、『刑法暗記便』（開雲舎、明治十八年）などが刊行されている。

本稿で紹介する「田令歌・戸令歌・賦役令歌」も、古代律令の田令・戸令・賦役令の規定を和歌の形式で説明したものであり、右掲の『名目二百首』の体裁と似通っている。秀成自身も本史料の序文にて「今この三令の歌をよみそへて、則「名目三百首の附録」とするもの也」と述べており、律令格式の主要な項目を暗記するための書として著さ

れた「名目三百首」の附録として本書が著されたものであると説明している。⁽³⁾ 序文に文久四年（一八六四）二月とあることから、この記述に従うならば、本史料が執筆されたのは、秀成が諸国を漂歴しながら勤学に励むとともに、入門者を募って教授活動を行っていた時期にあたる。

二

次に、本史料の書誌および内容について見ていきたい。

まず書誌について、本史料（架号二一五三）は、楮紙袋綴じ十二丁の写本であり、淡群青色雲母引の表紙が施されている（寸法縦二十五・一糎×横十六・一糎）。表紙には外題等は何も記されておらず、目次と各本文の内題に「田令歌」「戸令歌」「賦役令歌」と記されている。

内容については、目次にも記されているように、「田令歌」は四十首、「戸令歌」は三十四首、「賦役令歌」は十九首の歌が詠まれている。但し、「田令歌」において、四十首のほか中途までしか記されていない歌が一首存する（「班田」の項目）。目次では右の三篇に加えて「詠添歌 五首」と記されており、これは「田令歌」と「賦役令歌」の後に歌が数首記載されており、それらを指すものと思われる。これらの歌は、律令の田令・戸令・賦役令の規定をもとにして詠まれているが、令の条文の内容について逐条ごとに歌を詠むのではなく、制度ごとに内容を分類して歌が詠まれている。各歌中の語句のうち、音で発音するものについては朱筆にて傍線が引かれており、特殊な読癖のある語句については振り仮名が附されている。つまり、この書は音読することを念頭に置いて著されており、これらの歌を口ずさむことによって、律令の田制・戸籍制・賦役制の仕組みが分かりやすく覚えられるように配慮されているの

である。

しかし、令の篇目順から言えば、「戸令歌」「田令歌」「賦役令歌」の順で著されるべきであると思われるが、「戸令歌」と「田令歌」の順が入れ替わっている理由は不明である。また、「田令歌」のうち「課戸并不課戸」、「義倉」の項目の歌は、田令の規定ではなく賦役令の規定が詠まれており、「賦役令歌」の「丁等」の項目の歌は戸令の規定が詠まれている。なお、「田令歌」の「義倉」第一首は、賦役令6義倉条の令文ではなく、『令義解』の注釈をもとに詠まれており、「戸令歌」の「戸員」第二首は、戸令1為里条の令文ではなく、『令集解』引載の同条の令釈の注釈をもとに詠まれている。確かに、これら三令の規定はそれぞれ独立したのではなく、互いに関連する条文も少なくない。租庸調制という税制の仕組みを理解する上でも、三令まとめて学んだ方が効果的であると言える。秀成自身も序文で述べているように、制度を学ぶ際には律令格式を読むべきであるが、その前に制度の要点を覚えておいた方が各条文の内容を理解するのに便が良い。その要点を分かりやすく説明するために、前述のように、他の篇目の規定が挿入されたり、令文以外に有用な注釈の文が採用されていると考えられる。

三

同史料の所在状況については、河野文庫の他には国立国会図書館に三本の写本が所蔵されている。これら三本と河野文庫本には、内容と表記に若干の異同が見られるので、これらの異同も含めて以下に簡単に紹介したい。

(一)「田令の歌」(請求記号二三二―二二二)

楮紙袋綴じ写本一冊（十三丁）、寸法縦二六・七糎×横一八・三糎。緑地蔦文様の表紙に「無名集 田令の歌 附路 程問答」との外題が記されている。

内容は、目次に「田令ノ歌 四十一首 戸令ノ歌 三十四首 賦役令ノ歌 二十一首 百官四分ノ歌 四十二首 路程問答 追加」とあり、三令の歌とともに「百官四分ノ歌」、「路程問答」が合写されている。「百官四分ノ歌」は、もとは作者不明であったものに堀秀成が語調を整えるなどの補正を加えたものである。「路程問答」は、一日の旅程について倭名抄や東鑑などの史料の記述をもとに考証した、秀成の著述である。

三令の歌に関しては、河野文庫本といくらかの異同が存する。まず、冒頭の秀成の序文および「田令歌」末尾の詠添歌が無く、「賦役令歌」末尾の詠添歌の第一首「加志古紀夜天朝者咲花乃句幣流時乃令曾此令」が万葉仮名ではなく漢字かな交じりの形式で「かしこきや皇御かどハさく花の句ひし時の御令ぞ此令」と記されており、第二首については省略されている。

また、「田令歌」については一首、「戸令歌」については二首、「賦役令歌」については三首多く歌が存する。「田令歌」の一首は、前述の河野文庫本においては途中までしか記されていない。「班田」の第五首であり、生死変三つの分ちに班田の御令種々ありとしるべし

と詠まれている。「戸令歌」においては「病客并死」の項目の第二首が存在せず、末尾に添歌の形式にて、

此のほかにも猶くさくさの御令をハ令 典学ひてをしれ

令にはその名目をしれとことさへぐ漢文字こえもいとハさりけり

の二首が詠まれている。「賦役令歌」の三首については、第一は「丁等」の第三首と第四首の間に、次丁とは六十二歳以上よりまたは病あるものをいふ

の一首が挿入されており、第二は「丁庸」と「在丁」の項目の間に、

近国の調と庸と八十月の晦日をかきりにをさむるとしれ

中国ハ霜月三十日遠国ハ十二月晦日を限りなりけり

との二首が挿入されている。さらに、「女丁」の二首を一首にまとめて、

女丁をハ大四・上三・中二人・下国一人いたすとはしれ

と詠んでいる。その他にも、項目の表記体裁や、漢字をかなにひらく、或いはかなを漢字で表す、濁音表記の有無などの細かな異同が見られる。

(二)「田令之歌」(請求記号わ六一―二/マイクロ番号YD古―四〇二五)

楮紙袋綴じ写本一冊(八丁)、寸法縦二七・一糎×横一八・五糎。薄茶刷毛染め表紙に「田令之歌」との外題が附されており、内表紙には「三令百首」との表題が記されている。

内容は、(一)の写本と同様に秀成の序文が無く、目次も記されていない。さらに(一)写本と同じ点として、「田令歌」の「班田」第五首が最後まで記されていること、「戸令歌」の「病客并死」の第二首が存せず、末尾の二首が記載されていること、「賦役令歌」の「女丁」二首を一首にまとめていること、「賦役令歌」末尾の詠添歌の第一首が漢字かな交じりの形式で記され、第二首が省かれていることなどが挙げられる。本史料のみに見られる河野文庫本との相違点としては、「田令歌」末尾の詠添歌の鰐頭部分に「東照宮百ヶ御条目ニ神祇を尊敬し心身を琢磨し生涯急ぐべからざるの事」と記されていること、「戸令歌」の「五保」の項目の鰐頭部分に「五保ハ則相保らる五家を云」との注記があること、「賦役令歌」末尾に「安政四巳年秋九月廿五日寺西君検見も成候夜写燈下 栗原保(花押)」と記

されていること等がある。漢字表記、かな表記、ふりがな表記に関しては河野文庫本とも(一)写本とも異なる箇所も存するが、概ね(一)写本の表記に近いものとなっている。

(二)「田令歌」(請求番号特二―二〇五八/マイクロ番号YD古―四六一)

楮紙袋綴じ写本一冊(十二丁)、寸法縦二三・九糎×横一六・一糎。外題は存せず、第一丁右下に「白井氏蔵書」の朱文方印が捺されている。⁽⁴⁾

内容は、「田令歌」の「班田」第五首が最後まで記されていること以外は、河野文庫本とほとんど同内容であり、前掲二本とは異なる、河野文庫本と同系統の写本と言えよう。ただし、各歌の漢字、かな、ふりがな等の表記形式については、若干の異同が存する。また、「賦役令歌」の末尾には「文久四甲子年二月廿五日写之」と記されている。

四

「田令歌・戸令歌・賦役令歌」は、秀成自身がその序文で述べているように、律令格式を講読するに際して事前に暗記しておくべき事項を和歌の形式で詠んだものである。暗記することを目的として著されているため、その内容も非常に簡潔であり、律令に馴染みのない初学者に向けられたものとなっている。

本史料が附録であり、その本体であるとする「名目二百首」も同様の趣旨で著された著作である。秀成の没後に刊行された『名目二百首』に収められている内藤存守の序文では、本書の執筆の経緯について次のように説明されている。⁽⁵⁾ 秀成には約数万にも及ぶ門人がいたが、その中には優秀ではなく、どちらかと言えば指導に難儀する者も少な

くなかった。しかし、そのような者たちであっても、小倉百人一首の骨碑を賭け物などしながら競って遊んでいるうちに、歌のみならず詠み主の名前さえも覚えてしまっている。この事象を学問に関する事柄についても応用してみたならば、物覚えの悪い者でもよく記憶して忘れることはないであろうと考え、秀成は「名目二百首」という書を著したのである。

つまり、物覚えの悪い者であっても、和歌の形式で何度も諳んじていることで多くの事柄を覚えることが可能となり、しかも耳で記憶しているため簡単に忘れることもない。この学習方法は、初学者に対して非常に効果的であったと思われる。秀成は、門人たちに教授する際、各々の基礎学力に応じて少人数あるいは個人を相手に小分けにして教えていたようであり、甲斐国御嶽に起居していた頃の私塾の学則では、一・六日は神典講釈、三・八日は歌文会、七日は輪講を催し、この間に初学者への教授も行われていたらしい。⁽⁶⁾ 前述の和歌形式による暗記法も、このような実際の教授活動の中で生み出されていたのであろう。また、秀成は「弁舌に巧みで、聴衆をチャームせられ」、⁽⁷⁾ 宣教師として登用されていた頃には、その講釈が上手であったことが却って仇となり、度々蔑視や批判の対象にされたが、このように難解な事柄を平易に説明することに長けていた秀成の資質によるところも大きかったと考えられる。

初心者向けの教本については、古くは平安末期に著された『口遊』をはじめ、江戸期に盛んとなった往来物などがあり、これらは読誦して覚えるように編まれており、特に『口遊』はこの趣旨が書名にそのまま表わされている。この学習の初段階として、まず教本を読誦して暗記するというやり方は、古代の律令の中にも規定されている手法であった。学令8先読経文条には「凡学生。先読_レ経文。通熟。然後講_レ義。…略…」という規定があり、大学に入学した学生たちは、経書の学習においてまず素文を習い、それを暗誦できる程度になってから文意についての講義を受けるのである。つまり、まずはテキストを暗記して、しかる後にその内容に関して学んでいくという学習方式は古代以来

の伝統的な手法であったと言える。

暗誦できるようにすることを目的とするならば、その教本に求められるのは語呂の良さであろう。江戸期に刊行された往来物には五七調で編まれたものは多く存するが、和歌で詠まれたものは見られない。和歌の形式で著された書として唯一思い出されるものとして『詠百寮和歌』がある。⁽⁸⁾『詠百寮和歌』は、室町期に高大夫実無と称する人物によって、百官の名称を題にして律令官職の職能や性格について和歌の形式で著された書である。秀成がこの書の存在を知っていたかは定かではなく、本史料との類似性なども特に見い出せない。⁽⁹⁾しかし、数ある初学者向けの書物の中で、和歌の形式を採用して著されたものが非常に稀有であるということは明らかとなろう。

その後も秀成は、法制の分野において初学者向けの簡便な著作を遺している。明治十三年に旧刑法が公布されると、村田保の『刑法註釈』（内田正栄堂、明治十三年）等を参考にして、その法体系を簡便に図式化した『刑法大綱図』（堀秀成刊、明治十三年）を刊行しており、その中で「刑之為書也、事繁理密故、初学者先於此図記、其大綱則思過半矣、欲悉図中刑名、詳宜就村田氏所著刑法註釈及余所著、刑法図解而講究之也」（読点、筆者）と記載している。また、明治十八年には『刑法暗記便』（開雲舎）が刊行されており、秀成は緒言にて「刑法各条を国歌とするものは語路に従ひて自から暗記に便ならしめん為なり」と述べている。

注

- (1) 詳細な経歴については『国学者伝記集成』等の略年譜を参照のこと。大川茂雄・南茂樹編『国学者伝記集成』名著普及会、一九七八年、一五六四～一五七五頁。
- (2) 堀秀成遺著・藤岡好古校訂『音義全書』神宮奉斎会編輯兼発行、大正二年、序文一頁
- (3) この序文において「名目三百首」とあるのは、秀成の没後に刊行もされた『名目二百首』のことを示していると思われる

れるが、三百と二百とで表記が異なっている点が留意される。筆者は未見であるが、浜松市立賀茂真淵記念館所蔵の「名目二百首」写本には「名目拾遺百首」なる史料が附属しているようであり、「名目二百首」を後に百首加筆したものと考えられ、本史料の序文にある「名目三百首」はこれらを指しているものと推測される（浜松市立賀茂真淵記念館所蔵「名目二百首」の書誌については、国文学研究資料館HPの「日本古典資料調査データベース」を参照した）。

- (4) 国立国会図書館所蔵「白井文庫」。白井文庫は、本草学・植物学の研究者であった東京帝国大学教授白井光太郎氏の旧蔵書である。

- (5) 堀秀成著・内藤存守序『名目二百首』田中重蔵発行、明治三十一年

- (6) 岡田哲「幕末の神道講釈師堀秀成」『国語と国文学』六二、一九八五年

- (7) 堀秀成遺著『音義全書』上・下、神宮奉斎会編輯兼発行、一九一三年、上田万年氏序文一頁

- (8) 『群書類従』五官職部所収、続群書類従完成会、一九六〇年（訂正三版）

- (9) 学習院大学所蔵の「堀氏叢書」（写本）の中に、「詠内閣十二大臣歌」と題される秀成の著作があり、秀成が「詠百寮和歌」を見ていたことを窺わせる。

翻刻

凡例

- 一 國學院大學河野文庫所蔵「田令歌・戸令歌・賦役令歌」を底本とし、体裁については概ね原本に拠って翻刻する。
- 一 朱筆による箇所は、「」にて示した。
- 一 筆写の際の誤記と思われる箇所については、（ ）にて注記を示した。
- 一 漢字は、通行の字体に統一し、仮名使いは原本のままとした。
- 一 読点は、序文についてはほぼ原本通りである。歌部分については原本では読点は附されておらず、本来は原本通りに翻刻すべきであるが、その内容が制度に関する特殊なものであり、誤読を避けるため適宜中黒、読点を補った。

皇朝の学、己の建たる学則、五科あり、所謂語格、音義、古典、有職、歌学これ也、委しくハ五科八等 図説にいへり かくて有識乃学せむに、まつ讀へきは、律令格式の四書也、此の四書のこと、弘仁格式の序に、律以懲肅爲宗、令以勸戒爲本、格則量時立制、式則補闕拾遺、四者相須足以垂範、譬猶寒暑、遞以成歲、昏且迭而育物、とあるをまつ心得て、此四書は讀へきこと也、然るにその四書をよまむに、まつ其名目を暗記せされハあるへからず、故そを歌に詠ミて、「名目三百首」と号く、今この三令の歌をよみそへて、則「名目三百首の附録」とするもの也、

文久四甲子年二月

藤原 秀成

田令歌 四十首

戸令歌 三十四首

賦役令歌 十九首

詠添歌 五首

田令歌 「——字音によむ所」(朱筆)

堀 秀成 詠

大綱目

田令に公田・私田・神田の三つの差別をまづしりておけ
 公田ハ口分・乗田、私田にハ位田・職田・功田のあり
 神田ハ公田に准へ、馭田ハ私田に准へ、しばし分けおく

口分田法

口分田、男ハ二段、女にハ三分の二を給るとしれ
 段の稻五十束えて二段にて百束うると心得ておけ
 束の稻搗きて五升をうるといへば百束にてハ米五石うる
 租は一段二束二把とあれバ一段に四束四把出るなり
 米五石取得し内に租を一斗一升をさむるとしれ
 五とせにミたぬものには口分田いまた給ぬ御令とをしれ

乗田法

乗田ハ賃と租との二つにていつれも官の雑用となる
 賃といふはあたへにて取り、租とのふハ国司を代となる也

班田

口分田の租を三つに大税と梁稻・郡稻分るなりけり
 公田にハ六とせ一と度、班田の大御使を立らるゝなり
 班田の大御使は二月の晦日を限り京をぞたつ
 御使の前としては正月より十月まで校勘ある也

(生死イキシニと変の三つに班田の(以下、空白))

校田

校田ハ課に四の分不課にまゝ、四つの分のあるとしるべし
校田の課不課の分千無と少と貧と富との四に分る、

不課戸井

男一人ある家母(毎)におりなへて課戸と定むる令としるべし
不課といふは舍人 史生に使部に兵衛に衛士に仕丁防人(サキモリ)
帳内と資人 馭長 烽長と内外の初位も不課の中也
陵の戸(イ)の御民はおしなべて不課と定むる令としるべし

位田

位田ハ親王(ミコ)の位と臣達(イツ、ノクラキ)は五位限りなりけり

職田

職田(ツカサ)ハ京・国二つの差別にて国務ハすべて給るとしれ
京官ハ太政大臣・左右より大納言まで給るとしれ

功田

功田(イサラダ)ハ八十緒(ヤソトモノ)のみいさを立(タテ)たる人に給ふみ田なり
功田に大・上・中・下差別ありて大は子孫の末も給ハる
上功ハ三世までつたへ、中功ハ二世ヲ限に給るとしれ

〔「下功にハその身生の子限りニて孫の代までハ給ハぬとしれ」(朱筆)

駅
田

駅田ウマヤダハ大四・中三・小駅ハ二町給ハる令としるべし
 駅田ウマハ駅々ウマのほと近き所々に給ハるとしれ

義
倉

義倉イマクラとハたくはへ置てわざはひの年にあたりて民に給る
 義倉イマクラにハ位田・職田シヨクデンおしなへてもれぬ御令ミノリとこゝろえておけ
 親王ミコノリの位田イマクラ計りハ義倉イマクラをもいたさぬ令とこゝろえておけ
 義倉イマクラには上・中・下戸シモのその中に上・中・下戸シモを分けて収る

損
田

損田シムデンの五分ハ御民ミタマに租をゆるし給へる令としるべし
 七分以下租・調ツカサをゆるし、八分以上課役イマクラメも共にゆるさるゝ也

禁
制

官々農民ツカサのもたる田を寺につくるハ禁制イマクラメとしれ

売
地

家代イヘシロのそのところをし売らむにハ司ミノリに申す御令ミノリとをしれ

| |
|--------|
| 大 税 |
|--------|

オホチカラ
大税世ニつミおきて秋までハ民にかして利クボサとするなり
秋さらハ利クボサをとりて京まで国ツカサの司の奉るなり

朝野群載国務ノ条々とある所に、国中之政、神事為レ先、
専致加在嚴尊、須レ期ニ部内之豊稔とあるこゝろをよめる、

同書神拝後、扱ニ吉日時、初
行ニ政事ニ孝徳紀光以祭鎮神祇、
然後応レ議ニ政事、

国司国に下らハその国の神の社としこひまつれ
としえすはいかにかもする国司国ハ治むと国に在るとも
神祭る政して国司国の万のまつりとせよ

戸
令
歌

| |
|--------|
| 戸 員 |
|--------|

五十戸を一里として里毎に長一人を置く、としれ
六十にみたば十戸を割分けて猶一人の長を置く、

| |
|--------|
| 里 員 |
|--------|

大郡ハ十六以上、上郡ハ十二以上の里とするべし
中八つ、四つは下郡に、二つをば小郡とする御令なりけり

五
保

五家共に相保アヒタスけつゝ、その中の一人を長と定め置く、
旅人の来てやとれるも旅立ツも五保に告くへき令としるべし
家出せば五保追ひ訪め、かへらすは三とせをすきて除帳する也
除帳までその地ハ五保と三等ゆ以上の族貢収めよ

供
侍

八十ヤソヂより上の翁と篤疾に供侍一人を給るとしれ
九十より二人給り、百歳ハ五人の供侍を給るとしれ
供侍人ハ子孫を尽し、それなくは近き親族の中に定むる
数々に供侍をうかがひ、供侍に不如法ヒガコトあらば策打としれ

新
戸

新なる一戸を別にいたすにハ廿とせすきてゆるさるゝ也
里にきて戸につくものハ保証取り元アカシ由モトノユハレを問ひておくべし

戸
籍

計帳ハ六月晦日限りにて家口年紀しるすなりけり
卿中サトヌチに全戸マタクあらずハ旧籍モトフミを写してあらぬゆゑをかくべし(卿中は郷中サトナカカ)
戸籍ハ六年一と度、十一月シモツキ從翌年の五月サツキを限にハする
里毎に三卷つくりて二まきを官ツカサに里に一巻をおく

婚
齡

婚ハ男ハ十五、女には十三にして聴るゝなり

離
別

結納チヅリての後に家出て三月までかへらぬときハ離をゆるす也
 徒罪トツクニより上の罪をし犯なぞ則離をはゆるさるゝなり
 外蕃トツクニに夫ハ没落セとも生の子のあるハ五とせ嫁トツギゆるさず
 生の子のなくハ三とせのほとすきて嫁トツギねがはゝゆるさるゝなり
 いへでして子なきハ二年、子あるものハ三年すきて嫁をゆるす也
 先姦メトし後に娶るときこえなバ赦アウにハ会とも猶離ワカつ也
 棄妻メウサルハ父母祖父母チ、ハ、オホチによれる也、そがなきものハ己マか随マなり
 所費モチテマシソノモノザネ見在之財 卒キて来たるその婢マカダチも女メに属ツクる也

病客
并死

在路病患あらバ加医て由をたゞして家に告くへし
 人しれば道路に死バその由を札に記してそこに建べし

巡
行

一ト年カミに守ハ一ト度メグリ巡行つゝ、風俗ナラハシを觀ミて政マツリコトせよ
 国司所部クニツカササトにいづとも供給ツカヘして産業ナリハヒ闕イマシメくハ制禁イマシメとしれ

婢
産

家人ウメルコラの所生子孫ウメルコラをはいや継きてその家人とつかへしむべし

坊長

長一人坊毎マテにおき四坊には令一人ツカサを京ミサトにハおく
坊令ハ正八位以下、坊長もこれに准へてえらミ置く、

賦役令

丁等

丁といふハ正丁・次丁、中男に丁匠・仕丁・女丁あるなり
正丁ハ次丁に対へていふも有り、庸まむかへていふもあるなり
正丁ハ廿一歳はしめにて六十一歳限なりけり
廿以下、十六以上中男と唱へてとれも丁にいづる也
次ハ二人、中ハ四人を正丁の一人分と定むるとしれ

丁庸

一日二尺六寸

正丁八年に十日の役エタチにて庸には布を二丈六尺
布ならぬ庸ハ国に産物の員数の定メありとしるべし

在丁

留めおきて役日の外に遣ふ日の一月ニして租調ゆるさる
中男は京畿ハ庸ををさめずて必丁にいづる令也

代丁

其ノ国の人を庸ふと家人を代に出すハ聽るゝなり
ユルサ
 劣弱ハその代人を名簿してかねて申すが令とするべし
ラヂナキ テガハリ ナツキ

計帳

年毎に八月晦日を限にて計帳出さば民部計ふ
 民部より主計におほせ庸丁の高をしらべて官に告ぐ也

免丁

父母の喪に遭ときはその年の役をハすべてゆるさるゝなり
アツ

仕丁

仕丁をは五十戸毎に二タ人、三とせにてその人毎に代る也けり
ツカサ ヨボロ
 本司もとめ丁ねかはゞ三とせすき猶そのまゝにさし置としれ

女丁

女丁をは大国四人、上国ハ三人いたすみさだめとしれ
 中国ハ二人、下国ハ一人を京にいたすのりとしるべし

匠丁

飛驒のミは庸調俱にゆるさめて匠を千人里毎に出す

加志古紀夜天 朝者咲花乃旬幣流時乃令曾此令
カシコキヤスメラミカドハサタハナノニホヘルトキノノリソコノノリ

ナラヒアルソノナ
古実有流其名目乎知礼登言囀久漢文字音毛伊未受詠流

著書中百首類

○名目三百首 一卷

○武備百首 一卷

○官職百首 二卷

○仮字百首 一卷

文久四甲子年二月再調
時年四十六